

令和 8 年度薬価基準改定の概要

令和 8 年度薬価基準改定の概要

1. 実施時期

官報告示：令和 8 年 3 月 5 日（木）

実 施：令和 8 年 4 月 1 日（水）

2. 改定の主な事項

- 薬価調査結果に基づき、薬価基準を全面改定した。
- 「薬価算定の基準について」（令和 8 年 2 月 13 日中央社会保険医療協議会了解）に基づき、市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定した。
- 改定率は、医療費ベースで▲0.86%（薬剤費ベースで▲4.02%）
- 薬価基準の収載医薬品（告示数）は次のとおり

	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯 科 用 薬 剤	合 計
告示数	6964	3424	1856	28	12272
(参考) 品目数	10151	3452	2158	28	15789

【参考】市場実勢価格加重平均値調整幅方式

$$\text{薬価} = \left[\begin{array}{l} \text{当該既収載品の保険医療機関等における} \\ \text{薬価算定単位あたりの平均的購入価格} \\ \text{(税抜き市場実勢価格の加重平均値)} \end{array} \right] \times (1 + \text{消費税率 (0.10)}) + \text{調整幅}$$

※地方消費税分含む

調整幅：医薬品流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の 2% に相当する額

【参考①】長期収載品の薬価の改定

I 長期収載品の薬価の改定

1. 後発品収載後5年を経過した長期収載品の後発品価格への引下げ（G1）の対象（品目リスト：別添1）

	G1	うちG1適用時期を5年に前倒ししたことで加わったもの	
		うちバイオ医薬品	
成分数	356（7※）	12	59
告示数	812（11※）	41	145
（参考）品目数	812（11※）	41	145

※ 令和2年度以降の改定で後発品置換え率80%を超え、G1前倒しの対象となったものの内数

（参考）令和8年度薬価改定の骨子（令和7年12月26日 中医協了解）

第2 具体的内容 1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価（5）イノベーションの推進に向けた長期収載品の薬価の更なる適正化

① 長期収載品の薬価の更なる適正化【基準改正】

- イノベーションの推進に向けて、長期収載品に依存するビジネスモデルからの脱却を促進する観点から、安定供給にも配慮した上で、長期収載品の薬価上の措置については、以下の方針で見直すこととする。
 - ・ 後発品への置換え期間については後発品上市後5年とし、5年を経過した長期収載品の薬価については、後発品置換え率によらずG1を適用し、後発品の加重平均薬価を基準として段階的に引き下げることとする。Z2、G2は廃止する。
 - ・ Cは廃止し、G1の補完的引下げについては後発品置換え率によらず薬価の引下げ率を2.0%とし、G1の適用後の薬価については、G1による引下げ後の額と2.0%の補完的引下げ後の額のうち、いずれか低い額とすることとする。
 - ・ 後発品の加重平均薬価まで価格を引き下げた長期収載品については、G1を適用しないこととする。
 - ・ 令和6年度薬価制度改革時点においてG2に該当した品目については、以下のとおり取り扱うこととする。

令和6年度薬価制度改革における該当区分	令和8年度薬価制度改革における該当区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ G2品目に該当してから初めて薬価改定を受けるもの ・ G2品目に該当してから2年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ G1品目に該当してから2年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ G2品目に該当してから4年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの ・ G2品目に該当してから6年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ G1品目に該当してから4年を経過した後に初めて薬価改定を受けるもの

【参考②】市場拡大再算定等

Ⅱ 市場拡大再算定等

○ 対象品目 (品目リスト：別添2)

	市場拡大再算定
成分数	13
告示数	31
(参考) 品目数	31

(参考) 令和8年度薬価改定の骨子(令和7年12月26日 中医協了解)

第2 具体的内容 1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価 (4) 市場拡大再算定

② 市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整の類似品の取り扱い【基準改正】

- 企業の予見可能性を確保し、国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する観点から、市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整対象品の類似品への市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整の適用は廃止する。
- 市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整対象品目の薬理作用類似薬については、効能追加等の有無に関わらず、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)により使用量を把握し、薬価改定以外の機会も含め、市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整を実施する。

【参考③】 後発医薬品の価格帯

Ⅲ 後発医薬品の価格帯

1. 後発医薬品の価格帯（2. を除く）

価格帯数	成分規格数
1	756
2	371
3	470
4	0

注：最低薬価の処理等により、
価格帯間で薬価が同一になる場合もある

2. 後発企業区分Aのため価格帯集約が行われない品目数

	合計	うち後発収載5年以内	うち重要供給確保医薬品
成分規格数	32	30	5
告示数	52	50	5
(参考) 品目数	52	50	5

3. 後発企業区分数

A区分：38社 B区分：64社 C区分：83社

（参考）令和8年度薬価改定の骨子（令和7年12月26日 中医協了解）

第2 具体的内容 2. 後発品を中心とした医薬品の安定供給確保のための対応

（1）後発品の価格帯集約【基準改正】

- 注射薬及びバイオシミラーに係る品目については、同一規格・剤形内の品目数が少なくなっている状況を踏まえ、最高価格の30%を下回る薬価のものを除き、価格帯集約の対象としないこととする。
- G1品目に係る後発品の1価格帯集約については、廃止することとする。
- 企業指標の評価結果を活用した価格帯集約の特例における対象企業、対象品目、適用条件のいずれの要件も満たす品目については、注射薬又はバイオシミラーに該当しない品目であっても、価格帯集約の対象としないこととする。

【参考④】 基礎的医薬品

IV 基礎的医薬品

1. 基礎的医薬品（2.を除く）（品目リスト：別添3）

注：複数区分に該当する場合は、表中の上の区分に分類

区分	成分数	告示数	(参考) 品目数
不採算	3 5 6	1 2 6 9	1 3 4 8
病原生物	6 4	1 5 6	1 5 2
麻薬	9	6 6	6 6
生薬	5 8	2 6 8	6 3 8
軟膏基剤	1	2	2
歯科用局所麻酔剤	1	4	4
合計	4 8 9	1, 7 6 5	2, 2 1 0

2. 重要供給確保医薬品のAの群に係る基礎的医薬品（品目リスト：別添3）

区分	成分数	告示数	(参考) 品目数
先発品がG1品目であるもの（G1の4回目を除く）	4	3 5	3 5
上記以外	1 1	9 6	9 6
合計	1 5	1 3 1	1 3 1

(参考) 上記1と2の合計

成分数	告示数	(参考) 品目数
4 9 3*	1, 8 9 6	2, 3 4 1

※：同一成分の中で異なる区分に該当する品目があるため、成分数は単純な合計とならない。

【参考⑤】不採算品再算定

V 不採算品再算定（特例的対応）

1. 不採算品のため、薬価の引上げ又は現行薬価の維持を行ったもの（品目リスト：別添4）

対象成分数：232成分

告示数：704品目 注：品目数は714品目

2. 品目数

	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	合計
成分数	86	130	15	1	232
告示数	293	355	52	4	704
（参考）品目数	293	365	52	4	714

	先発品	後発品	その他品目	合計
成分数	59	56	145	232※
告示数	99	176	429	704
（参考）品目数	99	176	439	714

※：同一成分の中で先発品・後発品・その他品目が該当することがあるため、成分数は単純な合計とならない。

（参考）令和8年度薬価改定の骨子（令和7年12月26日 中医協了解）

第2 具体的内容 2. 後発品を中心とした医薬品の安定供給確保のための対応（2）薬価の下支え制度の充実

② 不採算品再算定

○ 不採算品再算定について、以下のとおりとする。【基準改正】

・ 「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の要件は削除し、該当する類似薬のシェアが5割以上であって他の要件を満たす場合は、不採算品再算定の対象とする。

・ 組成、剤形区分及び規格が同一である全ての類似薬の乖離率の平均が全ての既収載品の平均乖離率を超える品目は不採算品再算定の対象外とする。

○ 不採算品再算定の適用については、医療上の必要性が特に高い品目を対象とする。具体的な対象品目は、次のいずれかを満たす品目を基本とする。

・ 基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目

・ 重要供給確保医薬品に位置付けられている品目

・ 極めて長い使用経験があり供給不足による医療現場への影響が大きいと考えられるその他品目など、継続的な確保を特に要する薬剤であって、特定の企業からの供給が途絶えたときに代替供給を確保することが困難な品目

※ その他品目は、昭和42年以前に収載された医薬品

【参考⑥】革新的新薬薬価維持制度

VI 革新的新薬薬価維持制度

1. 制度対象と要件

要件	成分数	告示数（品目数）
①希少疾病用医薬品	210	334
②開発公募品	11	21
③加算適用品	113	214
④新規作用機序医薬品から3年以内かつ3番手以内のうち1番手が加算適用品	9	20
⑧小児加算対象品	16	26
新規作用機序医薬品のうち基準該当品又は基準該当品から3年以内かつ3番手以内	29	38
合計	383	653

注：品目毎に該当要件を確認していることから、成分数は単純な合計とならない。

注：複数区分に該当する場合は、上の要件に分類（計上するものがないので省略しているが、この他の制度適用対象は、⑤先駆的医薬品、⑥特定用途医薬品、⑦迅速導入加算対象、⑨薬剤耐性菌の治療薬、⑩剤形追加等品）

- 薬価維持に要した額：約273億円

2. これまで受けた革新的新薬薬価維持制度（新薬創出等加算）の累積額の控除（対象品目リスト：別添7-1）

- 控除対象
成分数：28成分
品目数：49品目
- 革新的新薬薬価維持制度の累積額の控除額：約918億円

3. 革新的新薬薬価維持制度対象品目等を比較薬にして算定された品目に係る累積額相当額の控除（対象品目リスト：別添7-2）

- 控除対象
成分数：4成分
品目数：7品目
- 控除額：約76億円

【参考⑦】 革新的新薬薬価維持制度 続き

VI 革新的新薬薬価維持制度

3. 制度対象品目及び企業数（対象品目及び企業リスト：別添5-1、5-2、6）

	成分数	告示数（品目数）	企業数
①革新的新薬薬価維持制度の対象であり、今回の改定で薬価が維持された品目（1. に該当する品目）	383	653	95
②革新的新薬薬価維持制度の対象であるが、今回の改定では乖離率の条件によって薬価が維持されなかった品目	38	49	24
③革新的新薬薬価維持制度の対象であるが、今回の改定では市場拡大再算定等の対象となり薬価が引き下がった品目	11	26	8
④革新的新薬薬価維持制度の対象品目（①～③の合計）	420	728	98

注：品目毎に乖離率を確認して薬価維持の有無を決定していることから、成分数・企業数は単純な合計とならない。

	成分数	告示数（品目数）	企業数
企業要件によって革新的新薬薬価維持制度の対象外となった企業の品目	2	2	2

【参考⑧】革新的新薬薬価維持制度 続き

(参考) 令和8年度薬価改定の骨子(令和7年12月26日 中医協了解)

第2 具体的内容 1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価 (3) 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

① 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の見直し【基準改正】

○ 新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、わかりやすくするための方策が国内外から求められていることを踏まえ、以下の方針で見直すこととする。

<制度の名称>

○ 特許期間中の革新的な新薬の薬価が維持されることをよりわかりやすくするため、制度の名称を「革新的新薬薬価維持制度」(英語名: Patent-period price Maintenance Program for Innovative Drugs(PMP))に変更することとする。

<品目要件>

- 品目要件への該当性を明確化し、制度の透明性を高める観点から、品目要件から次のものを削除し、今後新たに薬価収載される品目には適用しないこととする。
 - ・ 新規作用機序医薬品又は新規作用機序医薬品に相当すると認められる効能若しくは効果が追加されたものであって、別表10の基準に該当する医薬品
 - ・ 新規作用機序医薬品(別表10の基準に該当するものに限る。)を比較薬として算定された医薬品又は新規作用機序医薬品を比較薬として算定された医薬品を比較薬として算定された医薬品
- 引き続き、乖離率が平均乖離率を超える品目は対象としないこととする。

<控除>

○ 従来どおり、改定前薬価と市場実勢価格に基づく改定額との差額の累積額を控除する。

【参考⑨】 既収載品の改定時の加算

Ⅶ 既収載品の改定時の加算

○ 対象品目 (品目リスト：別添8)

	小児適応	希少疾病	迅速導入	標準療法	真の臨床的有用性	合計
成分数	5	3	2	1	2	13
告示数	10	4	3	2	5	24
(参考) 品目数	10	4	3	2	5	24

(参考) 令和8年度薬価改定の骨子 (令和7年12月26日 中医協了解)

第2 具体的内容 1. 国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価 (2) 新薬の薬価収載時・薬価改定時における評価

③ 標準的治療法に関する薬価改定時の加算の評価【基準改正】

- 薬価収載時に標準的治療法に関する補正加算を適用していない品目について、薬価収載後に、新たに、一般診療に用いられている国内の診療ガイドラインにおいて標準療法となったと評価できる場合は、薬価改定時に加算を適用することとする。

【参考⑩】 最低薬価

Ⅷ 最低薬価品目

- 第3章第8節第3項の最低薬価品目
成分数：585成分
品目数：3186品目
- 第4章第3項（10）の改定前に最低薬価であった品目（うち、薬価を引き上げた品目）
成分数：435成分（432成分）
品目数：2185品目（2157品目）
- 第4章第3項（11）のみなし最低薬価品目（うち、薬価を引き上げた品目）
成分数：84成分（62成分）
品目数：302品目（255品目）

※別添9として、改定後薬価が最低薬価と同額又はのみなし最低薬価の品目一覧を掲載

（参考）令和8年度薬価改定の骨子（令和7年12月26日 中医協了解）

第2 具体的内容 2. 後発品を中心とした医薬品の安定供給確保のための対応（2）薬価の下支え制度の充実

① 最低薬価

- 最低薬価について、以下のとおりとする。【基準改正】
 - ・ 外用塗布剤について、規格単位に応じた最低薬価を設定する。
 - ・ 点眼・点鼻・点耳液について、点眼剤の最低薬価を適用する。
- 最低薬価について、引き上げる。ただし、令和7年度薬価調査結果において、前回の令和6年度薬価調査における最低薬価品目の平均乖離率を超えた乖離率であった品目は引き上げの対象外とする。

※ 引き上げた最低薬価を下回る価格の基礎的医薬品については、引き上げ後の最低薬価と同水準までその薬価を引き上げることとする。

【参考⑪】 外国平均価格調整

Ⅸ 外国平均価格調整最低薬価品目

- 引き上げ品目
成分数： 2成分
品目数： 2品目

- 引き下げ品目
成分数： 0成分
品目数： 0品目

令和7年薬価調査結果①

1. 平均乖離率 4.8%

$$\text{※ 平均乖離率} = \frac{\text{(現行薬価} \times \text{販売数量) の総和} - \text{(実販売単価} \times \text{販売数量) の総和}}{\text{(現行薬価} \times \text{販売数量) の総和}}$$

2. 後発医薬品の割合 数量割合：88.8%

金額割合：68.7%

$$\text{※ 後発医薬品の数量割合} = \frac{\text{(後発医薬品の販売数量)}}{\text{(後発医薬品のある先発医薬品の販売数量)} + \text{(後発医薬品の販売数量)}}$$

$$\text{※ 後発医薬品の金額割合} = \frac{\text{(後発医薬品の薬価} \times \text{販売数量)}}{\text{(後発医薬品のある先発医薬品の薬価} \times \text{販売数量)} + \text{(後発医薬品の薬価} \times \text{販売数量)}}$$

3. 後発医薬品への置換えによる医療費適正効果額（年間推計） 12,420億円

うち、バイオシミラーへの置換えによる医療費適正効果額（年間推計） 1,199億円

（バイオシミラーの金額割合 38.4%）

※ 医療費適正効果額は、取引された全ての後発医薬品について、個別に、対応する先発医薬品が取引されていた場合を仮想し、以下の計算式により算出

$$\text{医療費適正効果額} = \{ \text{(対応する先発医薬品の現行薬価} - \text{後発医薬品の現行薬価)} \times \text{後発医薬品の販売数量} \} \text{ の総和}$$

$$\text{※ バイオシミラーの金額割合} = \frac{\text{(バイオシミラーの現行薬価} \times \text{販売数量) の総和}}{\text{(対応する先行品の現行薬価} \times \text{販売数量) の総和} + \text{(バイオシミラーの現行薬価} \times \text{販売数量) の総和}}$$

4. 妥結率（薬価ベース） 93.1%

※ 妥結率（薬価ベース）は、価格妥結状況調査（令和7年9月分）の結果による

令和 7 年薬価調査結果②

5. 調査客体及び回収率

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象
調査客体数 6,450客 体（回収率88.5%）

(2) 購入サイド調査

- ① 病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を対象
調査客体数 399客 体（回収率70.2%）
- ② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を対象
調査客体数 525客 体（回収率68.0%）
- ③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象
調査客体数 1,068客 体（回収率73.4%）

令和7年薬価調査結果③

6. 分野別割合

分類		品目数	乖離率	全体に対する薬価ベース割合	全体に対する数量割合
先発医薬品	後発医薬品なし	2,524	3.6%	69.2%	15.3%
	後発医薬品あり	1,565	9.6%	7.8%	9.4%
後発医薬品		5,189	8.7%	16.3%	55.7%
その他の品目		2,994	1.9%	6.6%	19.6%

(参考1)

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の令和6年3月の改訂において、価格交渉の段階から別枠とし、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉とすることとされた医薬品の主な分野の乖離率(注1)

- ・ 基礎的医薬品 乖離率： 1.6%
- ・ 安定確保医薬品A 乖離率： 3.0%
- ・ 不採算品再算定 乖離率： 1.6%

(参考2)

最低薬価品目の乖離率(注1、2)

- ・ 最低薬価品目 乖離率： 7.3%

(注1) 令和7年9月調査時点で該当する品目について集計。

(注2) 「薬価算定の基準について」(令和7年2月19日中央社会保険医療協議会了解)第3章第7節第3項の最低薬価品目。

令和7年薬価調査結果 詳細内訳

(1) 投与形態別

区分	乖離率	全体に対する薬価ベース割合	全体に対する数量割合	後発医薬品の金額割合	後発医薬品の数量割合
内用薬	5.8%	50.4%	87.1%	79.3%	90.2%
注射薬	3.2%	42.6%	1.0%	46.6%	72.8%
外用薬	6.8%	6.9%	11.8%	58.6%	77.6%
歯科用薬剤	-9.5%	0.1%	0.1%	94.6%	99.0%

(2) 主要薬効群別

内用薬	乖離率	全体に対する薬価ベース割合	全体に対する数量割合	後発医薬品の金額割合	後発医薬品の数量割合
その他の腫瘍用薬	3.6%	7.5%	0.2%	50.9%	89.4%
糖尿病用剤	6.0%	4.5%	4.9%	60.1%	79.8%
他に分類されない代謝性医薬品	5.1%	4.2%	1.5%	69.0%	82.9%
抗ウイルス剤	3.3%	2.9%	0.1%	68.9%	87.1%
その他の循環器官用薬	4.0%	2.9%	1.6%	56.7%	91.2%
血液凝固阻止剤	5.8%	2.3%	0.8%	75.6%	86.0%
その他の中枢神経系用薬	6.1%	2.2%	2.2%	84.1%	93.2%
精神神経用剤	7.8%	2.2%	3.4%	76.2%	85.1%
漢方製剤	1.7%	2.0%	8.9%	-	-
消化性潰瘍用剤	8.4%	1.9%	5.0%	85.6%	88.5%

注射薬	乖離率	全体に対する薬価ベース割合	全体に対する数量割合	後発医薬品の金額割合	後発医薬品の数量割合
その他の腫瘍用薬	3.2%	11.8%	0.0%	42.8%	73.8%
他に分類されない代謝性医薬品	4.6%	6.1%	0.1%	30.7%	42.9%
血液製剤類	1.4%	3.7%	0.0%	-	-
その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む）	4.6%	2.4%	0.0%	52.1%	43.7%
その他の生物学的製剤	2.0%	2.1%	0.0%	-	-
外用薬					
眼科用剤	9.8%	1.4%	0.7%	62.8%	81.7%
鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	6.3%	1.2%	5.1%	37.9%	50.8%
その他の呼吸器官用薬	6.6%	1.1%	0.0%	38.9%	49.2%
歯科用薬剤					
歯科用局所麻酔剤	-12.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

※1 「その他の品目」とは、局方品、漢方エキス剤、生薬、生物製剤（ワクチン、血液製剤等）及び承認が昭和42年以前の医薬品等をいう。

※2 品目数は令和8年4月時点、乖離率、全体に対する薬価ベース割合、全体に対する数量割合、後発医薬品の金額割合及び後発医薬品の数量割合は令和7年9月調査時の数量及び薬価による。

※3 後発医薬品の金額割合及び後発医薬品の数量割合の「-」は、診療報酬上の加算等の対象となる後発医薬品がない項目となる。

※4 数値は小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100.0%とはならない。